

産業建設常任委員会記録

平成26年8月25日

【開催日】 平成26年8月25日（月）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前10時1分～午後0時4分

【休憩時間】 午前10時57分～午前11時8分

【出席委員】

委員長	松尾数則	副委員長	河崎平男
委員	大井淳一郎	委員	杉本保喜
委員	中島好人	委員	長谷川知司

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

副議長	三浦英統		
-----	------	--	--

【執行部出席者】

産業振興部長	小野信	産業振興部次長兼商工労働課長	姫井昌
商工労働課商工労働係長	山本修一	農林水産課長	阿武恒美
農林水産課技監	河田誠	農林水産課農林係長	森山喜久

【事務局出席者】

庶務調査係主任	角紀子		
---------	-----	--	--

【協議議題】

- 1 耕作放棄地対策について
- 2 農地中間管理機構について
- 3 有害鳥獣対策について
- 4 農業法人について
- 5 デマンド交通についての報告事項

6 その他

午前10時1分 開会

- 1 耕作放棄地対策について
- 2 農地中間管理機構について

【会議の概要】

- ・ 耕作放棄地は、病虫害の発生や有害鳥獣の住処など農家に及ぼす悪影響とともに、環境悪化や火災の原因など多くの問題を抱えている。
- ・ 耕作放棄地の原因は様々であるが、離農や高齢等により管理が困難であるため増加傾向にある。
- ・ 平成26年3月31日現在、243ヘクタールの耕作放棄地が存在している。
- ・ 解消方法として、補助事業による耕作放棄地解消対策事業で平成25年度7筆、1.8ヘクタール、農業委員会のあっせんにおいても農業意欲のある営農者が耕作放棄地等を解消し水稲、露地野菜などを作付した例もあり25年度実績7筆、1.2ヘクタール、合計で14筆、3ヘクタールの解消となった。
- ・ 農家同士の話し合いで耕作放棄地の解消につながった地区もある。
- ・ 農用地等を貸したいという農家と農業経営の効率化を進める担い手への中間的受け皿となる組織として各県に1か所、農地中間管理機構が設置されている。
- ・ 山口県においては、やまぐち農林振興公社が農地中間管理機構となっている。
- ・ 農地中間管理機構の具体的事業については、人・農地プランに基づき意欲ある農業の担い手を公募して担い手への集積を支援し、貸付希望者と借受希望者とのマッチングを進める。貸出希望者の登録は通年行うが、農地の条件によっては機構が受け付けない場合や借受希望者がいない場合は最大2年で期限が切れる仕組みになっている。

- ・ 農地中間管理機構の利用については、認定農業者や農業委員に説明を行い、担い手への集積を推進している。現在、借受希望の登録はあるものの、貸出希望者がいない。また、法人化を進める場合、この制度を利用すれば農家に優位になるので農地中間管理機構の利用を促進していく。

【主な質疑】

杉本保喜委員 長門市が農業に携わりたい若者たちを募集するという活動を始めているが、農地中間管理機構が携わっているのか。

阿武農林水産課長 新しく農業を始める方は必ず農地が必要となるので、まずは農業委員会等を経由し、農地中間管理機構を通して農地を手に入れる形になる。

杉本保喜委員 本市の農地中間管理機構を導入する一つの方策として、人口増加のために検討する余地があるのか。

阿武農林水産課長 農業の法人化と関係してくるが、離農される方の割合が非常に大きい状況である。今から農業をしたいという人が本市には数名おり本市以外の方もいるが、人数的に限られているので全て人口増加につながるとは考えにくい。

杉本保喜委員 本市内でのNPO法人の立上げは他市に比べて多いほうか。

森山農林水産課農林係長 二、三法人あると記憶している。他市とは比較したことはない。活動の規模は縮小されている。

中島好人委員 詳細な資料を提出してもらわないと分からない点が多いので、もうちょっと丁寧な資料を提示できないか。

小野産業振興部長 資料恵与で請求があれば出せる。傾向として耕作放棄地が減っていることはあり得ない。全体の2割弱が耕作放棄地になっている。国は担い手に10年後には8割耕作地を集積したい計画を持っている。10年後には農業所得を2倍と目標を立てている。今までの農業は政治や国に守られてきたが、今後は苦しくなり法人化をしなければならない。本市、県、JAとも一緒になって農事組合法人ができている。法人として生き残ってもらいたいと思っている。

松尾数則委員長 耕作放棄地に遺産相続で地区外に出られた人が多いと思うが、その辺は把握しているのか。

阿武農林水産課長 農地法第3条にて、相続をした場合には農業委員会に届出なければならない、これについては平成22年度に法改正で定義付けられている。それ以前の数字についてはつかめない。22年度以降の届出は新しく数字としてつかんでいるので、集計できる。全体からすると数パーセントということになる。面積、農地全体面積、耕作放棄地の面積が出れば、対比はできる。

3 有害鳥獣対策について

【会議の概要】

- ・ 有害鳥獣における平成24年度農作物被害額は876万5,000円、25年度被害額846万7,000円と被害額については30万円程度減少している。
- ・ かぼちゃなどの特産物の被害については農家の努力もあって今年度、激しい被害の報告は入っていない。
- ・ イノシシが出没して農作物を食い荒らすなどの相談は多くある。対策については電気策などの設置と有害鳥獣捕獲許可による駆除を実施している。駆除は猟友会に委託し銃器や罠による捕獲や自衛罠も行われている。
- ・ 25年度に有害鳥獣駆除での捕獲実績はイノシシ55頭、ドバト2羽、カラス19羽。昨年のイノシシの捕獲は全体で166頭の実績があった。イノシシ166頭と有害鳥獣での55頭の差は猟期（捕ってもいい時期）を含めると166頭本市で捕れたという結果になる。
- ・ 対策費については近隣他市との比較で鳥獣被害防止総合対策によるイノシシ用の防護柵を貸与設置する事業が平成25年度の実績でいうと本市が349万1,000円、宇部市4,217万4,000円、美祢市1,265万7,000円。
- ・ 有害鳥獣対策協議会は毎年1回、市役所産業振興部長を会長に、JA、森林組合農業共済等の農業関係団体の代表と猟友会役員、鳥獣保護員などで構成され、捕獲事業の実績と鳥獣害防止計画に基づく対策を検討する会議である。特に過去の状況を基に駆除計画を検討している。

【主な質疑】

杉本保喜委員 猿はどうか。

阿武農林水産課長 山陽地区の北部を中心に被害が出ているが、それ以外はない。出没については、有帆、高泊方面も話は聞いている。

大井淳一郎委員 対策費の支出は個人からの申出があって支出するのか、それとも協議会が受け皿になってそこから支出するのか。費用の支出の流れについて教えてほしい。

阿武農林水産課長 協議会に国の補助金が入ってくるので、それを各地域に振り分ける。振分方法は費用対効果を計算するようになっている。3戸以上の^ほ圃場にイノシシの防護策を貸与設置するもので、昨年においては山陽地区で法人が結成されている。法人の^ほ圃場はかなり広いところが中心となるので、法人と法人以外、例えば赤川・柳瀬地区についても貸与している。

大井淳一郎委員 他市では個人が防護策等について必要性があれば補助を出しているが、当市においてはそれがあるのか。なければ今後どうしていくのかの検討状況について聞きたい。

阿武農林水産課長 25年度の個人に対しての貸与についてはゼロ。26年度の単独県費で事業が一部あるが、それを利用して1戸の所有者が持っている農地については今のところ該当してない。3戸以上の農家の方が持っているところは基本としている。

大井淳一郎委員 個人で被害に遭っていると聞くが、必要性や要望はつかんでいるのか。

阿武農林水産課長 要望等は常時電話等で聞いているが、件数は大体のところしかつかんでいない。農業共済組合が防護柵、イノシシについてはトタンや電気柵、メッシュの網等に対応している。農家については一部補助する制度があるので、農業共済、JAとの協議をしている。

大井淳一郎委員 振分けの際に報告書を記載して、それに応じて振り分けているという認識でいいのか。

阿武農林水産課長 農地等の費用対効果を出しながら市内の面積にて配分している。農地の費用対効果を出すときに農地のまとまった面積ということになり、平成25年度にはある程度の算出はできた。これからの

残っているところは一概に広い面積とは今現在考えにくい状況にある。

もっと増えるというよりは対象になる面積が少なくなる。

大井淳一郎委員 この有害鳥獣対策について本腰を入れていかないと市民のニーズに沿ったものになっていないのではないかと。

阿武農林水産課長 農業政策の中で一番課題となっているのが鳥獣保護対策と認識している。市としては単契事業とか規制のゆるい事業を多く拾いながら実施をしていくことと併せて市内には鳥獣保護区等で鳥獣を守っていく地域も多く存在している。これらのバランスを考えて保護区等を見直しながら実施していく。

杉本保喜委員 カラスとドバトは場所を限定した中で捕獲しているのか。

阿武農林水産課長 有害鳥獣のカラスについての捕獲は全て銃器。ある程度まとまった区域で発砲できる地域を限定して駆除を行っている。

中島好人委員 被害を受けた農家に見舞金や補助金等の制度はあるのか。

阿武農林水産課長 25年度846万7,000円のうちイノシシの関係がかなり占めている。水稻の被害は面積が4.4ヘクタールで510万円強、全体の約60%である。芋の被害は面積が1ヘクタールの190万円。野菜が0.2ヘクタールの40万円。そのほか、生シイタケ、林産物のタケノコ等がある。

中島好人委員 被害を受けられた方の状況はどうか。

阿武農林水産課長 農家の方への作物被害による保障はない。水稻の場合は農業共済組合が共済掛金を掛けて、一定の被害量になるが、被害に応じて被害額を受け取るという仕組みがある。

松尾数則委員長 どういう形で被害額をつかんでいるのか。

阿武農林水産課長 算出根拠は把握していない。

大井淳一郎委員 個人の防護柵の補助も必要だが、猟友会が高齢化している。担い手不足の解消についてはどのように考えているか。

阿武農林水産課長 猟友会についても非常に高齢化している。特に山陽地区においては高齢化が進んでいて銃器や箱穴でイノシシを捕るのが現状である。今後内部で検討していきたい。

大井淳一郎委員 下関は捕獲したイノシシをジビエとしているが、当市では

どのようにしているのか。

阿武農林水産課長 下関市に加工する業者が1か所ある。そこに持っていく方もいるが、有害鳥獣で捕獲したのも含めてほとんどが持ち帰って自家消費すると聞いている。

松尾数則委員長 有害鳥獣対策室が他市にはあるが、検討しているか。

阿武農林水産課長 1名の林業専門の職員が対応している。それに付随して同じ系の者が出たり調査したりしている。他県では対策室を作っているので、参考にしたい。

松尾数則委員長 イノシシを捕獲したらどこに持っていけばいいのか。

阿武農林水産課長 猟友会が取りまとめているので、イノシシ1頭に付き市が2,500円補助を出している。経理に関しては猟友会。有害鳥獣で捕れたイノシシは別途8,000円の国からの補助金がある。駆除で捕れた分については合計1万円を超える捕獲奨励金となる。

松尾数則委員長 個人が撃っても猟友会を経由すれば補助金はもらえるのか。

森山農林水産課農林係長 市は猟友会に支払いしている。個人の方も猟友免許(罾、銃)を持っている方のみである。

4 農業法人について

【会議の概要】

- ・ 農業生産法人については離農や後継者不足などから、農業や農業集落の維持を目的に市内では川上、石東、不動寺原、平沼田の和の郷、七日町、梶方面のシーサイドファームの5組織が現在法人化して活動している。
- ・ 経営面積については16から27ヘクタールと各々違うが水稻、麦、大豆を中心に特産の寝太郎かぼちゃ、タマネギなどの栽培に取り組み効率的な経営を行っている。
- ・ 各法人、農業経営と併せて子供たちへの体験学習などの取り組みも近年盛んになっており、これらも注目を浴びている。
- ・ 今後については、現在鴨庄地区等において、法人化に向けた勉強会を開催しており、他の候補地についても地元集会を利用しながら、協議を行っている。特にこれから基盤整備を予定する地区については法人化を進める

取組を県と協力して行う予定にしている。

【主な質疑】

杉本保喜委員 農業法人の立上げについて具体的な支援体制はあるのか。

阿武農林水産課長 法人について地元協議し、可能という形になると県と協議する。登録については山口県農業会議の指導を仰ぐようになる。関係諸団体の中で協議をしていくが、十数回の会議を重ねて法人化に持っていくという支援をしている。

松尾数則委員長 これから法人化する地域は高齢化が進み、5年、10年先の話になると高齢者が圃場整備に対する意欲を維持できるかどうか疑問である。少なくとも調査費等を付けるなどの補助制度、起債でもできないかと思うが、その辺のことはどう考えているのか。

阿武農林水産課長 市の財政課との折衝をしながら、早期に現在着手している後潟の圃場整備を完成させ、候補地の調査費を付けていけるように努力していく。

5 デマンド交通について報告事項

【会議の概要】

・山陽小野田市生活交通ネットワーク計画について

生活交通ネットワーク計画は6月30日に国に提出した。主に厚狭北部地域においてのデマンド型交通の必要性について、対象エリアや運行便数、運行車両や運賃などを記載したもの。そのほか、国からの補助金申請のための資料が付いたものとなっている。

・デマンド型交通運行事業者の候補者選定について

7月上旬から指名型プロポーザルの公募を行い、8月7日審査委員会を開催した。エリア1、2ともに新興タクシー株式会社を運行事業者候補者とした。

・今後のスケジュールについて

これから運行事業者を決定し契約をして、9月に運行事業者から国のほうに事業認可申請を行っていただく。10月からデマンド交通の仕組み、利用方法などの住民説明を行うとともに同時に利用者登録などを行

いたい。そのほか、平成27年1月5日の運行開始に向けて準備を進めていきたい。

【主な質疑】

長谷川知司委員 審査委員は外部からも入れているか。

姫井産業振興部次長兼商工労働課長 審査員については全5名で、そのうち職員が3名と外部の方が2名となっている。

大井淳一郎委員 このような重要なことをホームページに載せる前に、委員会あるいは委員長への報告がなかったと思うがどうか。

姫井産業振興部次長兼商工労働課長 その辺りは報告が遅れて申し訳ない。

長谷川知司委員 1月5日からの運行開始というのは、業者もそれを納得した上での応募だったと理解してよいか。

姫井産業振興部次長兼商工労働課長 業者は1月5日に向けてのデマンド実施を理解してプロポーザルに参加されていると認識している。

河崎平男副委員長 住民周知説明会での要望等は聞き入れられるのか。

姫井産業振興部次長兼商工労働課長 住民周知の説明会で今まで出なかった要望等があるかと思うが、できる限り可能なものについてはお聞きしながら、より良いもの目指して進めていきたい。

大井淳一郎委員 住民周知説明会で区域内自治会ということだが、自治会単位で一つずつ回るのか、四つくらいの集落を集めた地域で回るのか。

姫井産業振興部次長兼商工労働課長 二、三自治会を一つにまとめながらと考えている。自治会館等があるところについてはできるだけ入ってきたい。

大井淳一郎委員 ネットワーク計画に基づいてデマンド交通をするということだが、この計画では市民病院への直接乗入れができない。多分要望は出てくると思うが、執行部としてはどのように対応していくのか。

姫井産業振興部次長兼商工労働課長 今のところ直接乗入れは難しいと思うが、今後の検討課題にしたい。

大井淳一郎委員 今後の検討状況によっては医療機関、診療所に直接降りることは可能になるという認識でいいのか。

姫井産業振興部次長兼商工労働課長 厚狭駅付近の降りるところのエリアを

設定しているので、個人病院等の要望があり、駐車場所が確保できれば可能である。

松尾数則委員長 項目別審査結果に基づいて説明してほしい。

山本商工労働課商工労働係長 まず、仕様書については運行機関、業務委託期間、運行区域、業務内容や車両など今まで説明したとおりのものが記載している。そのほか、任意保険の加入条件等を挙げている。対人対物人身障害無制限であること。予約受付業務については利用する便の1時間前程度とする。受付時間は6時から18時まで等を記載している。プロポーザルの審査結果については、先ほど申し上げたとおり最適委託事業候補者をいずれのエリアも新興タクシー株式会社に行っている。2番のプロポーザルの経過については7月4日から公募を始めて、参加意向質問書の提出、企画提案書の提出期限等を掲げている。提案社についてはエリア1が3社、エリア2が2社から応募があった。4番のプロポーザル審査委員会については、第1回目を7月24日に行い、審査方法等の検討を行っている。第2回目の8月7日については、提案社からプレゼンテーションを受けて質疑応答を行い、候補者の選定をしている。審査委員についてはここに挙げている5名の委員から審査をしていただいている。審査方法については、審査に統一的な採点が求められることから、商工労働課で採点している。恣意的な評価を排除する方法として各審査委員の合計点において最高点と最低点の得点を除外し、残り3人の委員の総合計を得点としている。審査結果については、それぞれのエリアが書いてあるとおり。運行経費の採点については、事前にいただいた見積りから得点をつけている。これについてはエリア1の予算額が112万6,000円、エリア2の予算額が107万4,000円であることから、それぞれ基準点を設けて5万円単位で得点を分けている。このような基準方法で運賃については採点している。別紙2は、それぞれの委員から採点していただいた各項目の点数が入ったものである。

杉本保喜委員 新興タクシーは運行するジャンボタクシーを2台用意できるということか。

山本商工労働課商工労働係長 車両についてはプロポーザルの当日審査会の内容でも確認した。その結果車両を準備するという事だった。

大井淳一郎委員 市ではなくて会社がジャンボタクシーを購入するという理解でよいか。

山本商工労働課商工労働係長 そのとおりである。

長谷川知司委員 仕様書の中では予約時間が1時間となっているが、30分前にすることは可能か。

山本商工労働課商工労働係長 予約時間については仕様書では1時間程度としている。今から事業者と内容を詰めていくが、30分以内ということについても協議したい。

中島好人委員 運行業者選定にあたって運行経費の項目で格差がついている。経費だけに重きが置かれてはしないか。

山本商工労働課商工労働係長 結果的に大きく差がついたのは運行経費だが、そのほかの配点も重視している。

大井淳一郎委員 運行経費以外の項目は5人の審査員がそれぞれやっているのに運行経費が入ってくるだけで、結果が変わっている。運行経費の配点が20点というのは国で決まっているのか。なぜこれだけの配分になったのか。

姫井産業振興部次長兼商工労働課長 配点については国からの指導や指示はない。安全性、利用促進策、利便性にも配点を置きながら配点構成を決めている。

大井淳一郎委員 この採点基準の設定は何らかの方針があるのか。担当課独自で採点基準を設けられたのか。予算額のラインを超えると1点しかないが予算額を業者は知っていたのか。

姫井産業振興部次長兼商工労働課長 配点については商工労働課で案を作り審査会で決定して、最終的には市のほうで最終決定となった。予算額は提示しているが、運行経費の配分基準は提示していない。

長谷川知司委員 配分の配分、運行経費採点基準をオープンにしたほうがよかったのではないか。

姫井産業振興部次長兼商工労働課長 プロポーザルのことは市全体のことで

もあるので、今後検討したい。

大井淳一朗委員 エリア1の残り2社、エリア2の残り1社についてどこが応募したのか。

姫井産業振興部次長兼商工労働課長 エリア1は3社のうち、タクシー会社2社とバス会社、エリア2はタクシー会社2社。

長谷川知司委員 この採点については監理室と話をしたのか。

姫井産業振興部次長兼商工労働課長 プロポーザルの審査にあたっては監理室とも調整している。事前公表については監理室と調整していない。

長谷川知司委員 8月15日号の読売新聞に国がデマンド交通について支援するという記事があったが、当市で来年度からの補助に対応できる部分があるか検討したか。

山本商工労働課商工労働係長 今回のデマンド交通の導入についてはその計画以前のもので、内容については新しい計画では考えていないのが現況である。新しい計画についても今後検討したいと考えている。

長谷川知司委員 国の補助事業を採択できるものがあれば早めに対応することが大事である。

大井淳一朗委員 運行経費の採点基準で予算額を1円でも超えると1点。20点は予算額より20万近く削っているところもある。経費削減という見方もできるが、安全性にも支障をきたすという見方もできる。経費だけで見るのは問題があり、今後市全体にも関わってくるので検討する必要があるのではないか。

姫井産業振興部次長兼商工労働課長 今週決定した業者と話し合いをするので、利用促進策や安全策、予約方法、実際の利用方法についても詳細を詰めていきたい。

小野産業振興部長 新興タクシーの兄弟会社が美祢市のデマンドをしており、その経費を参考にして見積りを取ったという回答だったので、経費の面で無理はないと判断した。

中島好人委員 プロポーザルという手法を取りながら、中身は入札的な要素で、経済的に安いほうということしか見えてこない。19点も差が生まれるということに参加した業者が把握していたのかどうか。安い

はいいが点差を業者に知らせないというのはどうかと思う。

小野産業振興部長 金額は絶対的な価値である。客観性があり金額も示している中で業者の姿勢として、それを超えて出して自分が取れるかどうかは分かると思う。客観的な数字というのは非常に重要なことだと思うので、判定材料の一つと考えている。

中島好人委員 プロポーザルにおいて自分たちが主張することをやるためにはどうしても経費が足りないので、若干上積みしてでもそれを実現していきたいという提案があっても最初から受け付けないということか。

小野産業振興部長 この金額でやってほしいということ。一つの基準の中でお願いしたいと示しているので、その中でやるのが普通だろうと思う。

長谷川知司委員 プロポーザル制度では金額は二の次、相手の提案を受けて金額も参考にするという。今の小野部長の言い方は入札制度の考え方。今後はそこを考えて、配点基準などを整理していただきたい。

小野産業振興部長 検討させていただく。

大井淳一郎委員 運行経費採点基準点の割り振りは、いつ時点で決めたのか。プロポーザルの話を聞く前か、聞いた後か。

姫井産業振興部次長兼商工労働課長 プロポーザルの前に基準を決めた。

大井淳一郎委員 運行経費以外の項目については配点のチェック項目があるのか。

姫井産業振興部次長兼商工労働課長 それぞれの項目の中に細部に審査基準を設けている。

大井淳一郎委員 そのようなものを運行経費の中にも組み入れてほしい。担当課だけで決めていることに大きな問題があるので、今後検討してほしい。

姫井産業振興部次長兼商工労働課長 審査委員の方には運行経費の表を審査前に提示している。手法については今後検討したい。

松尾数則委員長 住民周知の問題で、通勤、通学に使われる方にはどのように説明していくのか。廃止するバスについても。

姫井産業振興部次長兼商工労働課長 厚狭北部便バスの利用者にも早めにお知らせしたいと思っている。

松尾数則委員長 状況を把握しているのか。山中のほうから山口の学校に行かれていて、通勤に使われている方も随分おられるので、その辺の人数や住所は把握しているのか。

姫井産業振興部次長兼商工労働課長 実際に利用者の人数は把握しているので個別に報告、対応していきたいと思っている。

中島好人委員 住民説明会で新たな要望等も出てくると思うが、それを具体的にしようと思えば地域連携計画との関わりも同時進行で考えていかないと失敗してしまう。きちんとした体制、人数、専門性が必要だと思うが今の体制で十分なのか。前もこの辺を提起したら、新しくできた成長戦略室との関係でやるから大丈夫という話が出たが、この考えは変わらないのか。

小野産業振興部長 先般お答えしたとおり。デマンド交通についても成長戦略室との意見交換、事務分担等をやって今回のプロポーザルを行い、業者、候補者の選定に至っているので今後も成長戦略室とは意見の調整をしながら、まずはデマンドの実施に向けて取り組んでいきたい。

中島好人委員 地域連携計画との整合性はその後になるのか。

小野産業振興部長 並行してやりたいが、我々も手が足りていない。皆さんには大変申し訳ないが10月にやるという1月になった関係もあるので、当面はデマンドの実施に向けて勢力を奉げたい。地域連携計画については厚狭駅にデマンドを乗り入れるということもあり、厚狭駅からの交通網、市立病院等の関係等もデマンドを通じて北部の方から厚狭まで来られるようになるので、厚狭から乗り継ぎよく市立病院に行っていただけるような形もとっていかなければならない。ただし、デマンドだけというわけにはいかない。連携で進めていかなければならないので、並行的ないしはデマンド開通後に既存のバス運行についても変更を加えていきたい。

杉本保喜委員 項目別の審査結果を見ると、新興タクシーの場合を見たときに運行の安全性、緊急時の対応性、いずれも10点満点中の6点を出している人がいる。最高点は8点。これを見て安全性と運行に危惧する部分がなかったのか。

姫井産業振興部次長兼商工労働課長 審査員個々の点は分かりかねるが、6
点が真ん中なので、普通という配点になっている。

6 その他

【主な質疑】

大井淳一郎委員 先日、中国電力新小野田発電所でベルトコンベアの火災があつた。これは大きな報道になったが、今後の電力について危惧するところもある。この事故についてどのくらい把握しているのか。

姫井産業振興部次長兼商工労働課長 商工労働課としては新聞報道程度である。この件については危機管理室、総務、環境課のほうが対応している。

大井淳一郎委員 商工サイドからすれば中国電力は重要な会社の一つであり、今後何らかのバックアップをしていくことも考えられるので、情報収集をしておく必要があるのではないか。

姫井産業振興部次長兼商工労働課長 企業の事故対応については、総務課危機管理で一本化している。そのほか企業から話があれば企業立地推進室で対応したい。窓口は一本化になっている。

大井淳一郎委員 事故対応はそれでいいが、その後の企業に対してのバックアップ等については商工サイドでやるべきではないか。

姫井産業振興部次長兼商工労働課長 おっしゃるとおりである。企業立地と商工一緒になって、中国電力を含め企業の対応をしていきたい。

平成26年（2014年）8月25日

産業建設常任委員会委員長 松 尾 数 則